

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部を  
改正する条例の制定について

平成 28 年 3 月 25 日

1 改正の概要

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）の改正について，平成 28 年 2 月 10 日から同年 3 月 10 日までがパブリックコメント（意見募集）の受付期間でした。

この改正は，平成 28 年 3 月下旬に公布され，同年 4 月 1 日から施行される予定であるため，2 の内容に係る改正をしようとするものです。

なお，乳児室，ほふく室，保育室，遊戯室又は便所を 4 階以上の階に設ける場合の避難用の屋内階段の構造に係る規定を整理については，柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例を準用しているため，この条例の改正手続はありません。

2 改正の内容（案）

当分の間，幼保連携型認定こども園における職員の配置について，次の運用を可能とするものです。

ただし，イ及びウの運用を行う場合であっても，副園長，教頭，主幹保育教諭，指導保育教諭，保育教諭，助保育教諭又は講師（以下「副園長等」という。）を各時間帯において必要となる職員の数の 3 分の 2 以上置くこととします。

ア 朝夕等の園児が少数となる時間帯における職員配置

幼保連携型認定こども園においては，配置基準により算出される教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が 1 人となる場合であっても，職員を 2 人以上配置することが定められていますが，朝夕等の園児が少数となる時間帯に，当該配置基準により算出される職員の数が 1 人となる場合に限り，2 人配置する職員のうち 1 人を，市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることを可能とするものです。

イ 小学校教諭等の普通免許状の保持者の活用

配置基準により職員の数を算定する際、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を副園長等に加えて、職員とみなすことを可能とするものです。

この場合において、当該職員とみなす者は、教育課程に基づく教育に関する業務に単独で従事できないこととします。

ウ 利用定員の総数により算出される職員の数を超える追加的な職員確保の場合の職員配置

1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、利用定員の総数に係る配置基準により算出される職員の数を超えて、追加的に職員を確保しなければならない場合には、追加的に確保しなければならない職員の人数の範囲内で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を副園長等に加えて、職員とみなすことを可能とするものです。

この場合において、当該職員とみなす者は、教育課程に基づく教育に関する業務に単独で従事できないこととします。

### 3 施行期日（予定）

平成28年10月1日